

名古屋市告示第554号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年11月19日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社アンプル 名古屋市天白区天 白町大字平針字黒 石2878番地の2797	オリーブ相談支援 センター 名古屋市天白区荒 池一丁目 201番地 の 1	一般相談支援 特定相談支援	2336400201	令和 6年 5月 1日
		障害児相談支 援	2376400202	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課